



令和 8 年 9 月 17 日
北九州市環境局

報道機関各位

北九州市初！（福岡県内でも初） 環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の 新規認定について（株式会社ツネミ）

北九州市は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 20 条の規定に基づき、株式会社ツネミの産業廃棄物最終処分場を体験の機会の場に認定しましたので、お知らせいたします。

今回認定された場では、産業廃棄物最終処分場を環境教育の場として地域に開放し、子どもたちをはじめとする参加者にごみ処理の現場を見て学ぶ機会を提供します。

見学や仕事体験を通じて、廃棄物の適正処理や資源循環の重要性への理解を深めるとともに、環境保全について主体的に考える人材の育成を推進します。

【体験の機会の場とは】

「体験の機会の場の認定制度とは、所有又は賃貸借契約等を結んで使用している土地又は建物を、自然体験活動等の体験の機会の場として提供する場合、申請を受けて、都道府県知事等が認定する制度です。

認定した体験の機会の場をインターネットを通じて公表することにより、自然体験活動等へ参加しようとする人による、ニーズに合った場へのアクセスを円滑化することなどを目的としています。

記

1 体験の機会の場の名称及び所在地

株式会社ツネミ（産業廃棄物最終処分場）
北九州市門司区大字恒見 1 3 2 3 - 1

2 事業内容

普段は立ち入る機会の少ない産業廃棄物最終処分場において、廃棄物の計量、展開検査、及び埋立作業を体験し、ごみを捨てた後の処理の流れを知ること、廃棄物の適正処理、資源循環及び発生抑制の重要性について学ぶ環境教育プログラム。

3 対象 小学生から大人まで

4 認定期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日まで

5 認定後初の体験プログラム

（1）開催日 令和 8 年 9 月 26 日（土）

（2）開催時間 ① 9 時 30 分～
② 11 時 00 分～
③ 14 時 00 分～

6 その他

「体験プログラムの募集詳細」及び「認定概要」は、株式会社ツネミ発表資料（別紙）をご参照ください。



【問い合わせ先】

環境局環境学習課 担当：武富（課長）、森（係長）
TEL：093-582-2784